管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正 す る 規 程 を次 \mathcal{O} よう に 定 \otimes る

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

玉県企 業職 員給与 規 程 (昭 和 兀 十 _ 年埼 玉県公営企 業管 理 規 程 第五 \mathcal{O} 部

を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

(会計年度任用職員の報酬等基準額表)

+四条 地方 公務員 法 第二十二条の 二第 項 に規定す る会計 年 度任 用 職 員 议 下

会計 年度任 用職員」 لح 11 う。 $\overline{}$ に適用 す る 酬 等 基 準 額 表 は 别 表第 十 \mathcal{O}

おりとする。

第十四条の次に次の三条を加える。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第十 · 四 条 の 二 新たに 会計年 度任 用 職員となった者の 号 給 は 報 膕 等 基準 額 表 定

めるその者の属する職種の区分の一号給とする。

2 学歴免 許 等 \mathcal{O} 資 格 又は会計 年度任用 飛員と L て 同 種 \mathcal{O} 職 務 に 在 職 た 年数

 \mathcal{O} 他 管理 者が定め る経験を有する会計 年度任用 職員の 号 給に 0 V て は 前 項 \mathcal{O}

規定に カュ カュ わ 6 ず 管理者が 別に 定め るところ に ょ り 前 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る

より上位の号給とすることができる。

(第一号会計年度任用職員の報酬)

第 + 四条の三 地方公 務 員法第二十二条 \mathcal{O} 二第 __ 項 第 --- 号に 掲 げ る会計 年度 任 用

(以下 第一 号会計 年 - 度任 用 職 員 と V う。 $\overline{}$ \mathcal{O} 報 酬 \mathcal{O} 額 は 月 額 又 は 日 額

とする。

2 第一号会計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 報 酬 \mathcal{O} 額 は 次 項 又は 第 兀 項 \mathcal{O} 規定に ょ り 決 定

た基本 額及びその 基 本 額 に 第 兀 条第二 項 各 号に 掲 げ る 区 分に 応 じ、 当該 各 号

定め る 割 合を乗じ 7 得 た 額 月 額 \mathcal{O} 報 酬 に あ 0 T は そ \mathcal{O} 額に 百 円 未満、 日 額 \mathcal{O}

あ 0 て はそ \mathcal{O} 額に 十円円 未 満 \mathcal{O} 端 数 を生じ たとき は れ 5 をそ れ ぞ れ 兀

捨五入して得た額)の合計額とする。

3 月 \mathcal{O} 報 酬 を受け る第 号会計年度任 用 職 員 \mathcal{O} 報 酬 \mathcal{O} 基 本 額 は 勤務 _ 月 に

0 き 酬 等 基 準 額 表 \mathcal{O} 月 額 以 下 報 酬 等基 準 額 لح V う。 に そ $\bar{\mathcal{O}}$ 者 に

9 て 定 \emptyset れ た 週 間 当 た り \mathcal{O} 勤 務 時 間 を三十 八 • 七 五. で 除 て得た を乗

て た 額 (その に 百 円 未 満 \mathcal{O} 端数を生じたとき は れ を 兀 捨 五. 入 て

た額)とする。

- 4 未満 日 0 L 当 た き、 日 \mathcal{O} 端 報 り 数 \mathcal{O} 酬 報 等基準 を 勤 酬を受け 務時 生 じ た 間 額 とき を二十 を七 る第 は 一号会計 一で除 七 ح 五. れ で を 四 除 して 年度 L 任 捨 て 得 得 Ŧī. た 用 た数を 入 額 職 L 12 員 て得 \mathcal{O} 乗じ そ 報 た 酬 \mathcal{O} 額) と て得た 者 \mathcal{O} 基 12 0 本 す 額 1 額 る。 て定 (そ \mathcal{O} \Diamond 勤 額 5 務 に れ た + 日 円 に
- 5 額を 定に する \mathcal{O} 度又は 第 報 他 か __ 号 酬 カュ \mathcal{O} 等基 勤労 会計 職 わ 5 に ず 年度 準 比 \mathcal{O} 額と 強 L 任用 度 当 て 特 すること 該報酬等 殊な職 勤務時 職 員 \mathcal{O} が 基準 に 間、 報 できる。 酬 対 等基準 額 Ļ 勤 に別 労環 適 表第十 当でな 境そ 額 が \mathcal{O} 他 職 い --- に と 認 務 \mathcal{O} 定め 勤 \mathcal{O} 労条件 複 \otimes るとき 雑、 る調整額を加えて が 木 |難若 は 同 前二項 職 < 種 は 0 責 規 た 属 任

(第二号会計年度任用職員の給料)

職員 兀 す 条 。 以 下 る。 0 兀 第二号会計年度任用職員」 地 方 公 務員法 第二十二条の二第 とい . う。 _ 項第二号 $\overline{}$ \mathcal{O} 給 に 料 掲 \mathcal{O} げ 額 は る会計年 報 酬 · 度 任 等 用

- 2 + 前 五. 条第五 条 次 項 \mathcal{O} _ \mathcal{O} 項 規 を 定 加える。 は、第二号会計年度任用 職員 \mathcal{O} 給料 \mathcal{O} 額に 0 V て準用する。
- 2 用 カュ 職員 退 計 別 職 \mathcal{O} 定め 当 度任 報 酬 に 等 関 る 用 す 職 に 関 る 員 · 条 例 する条例 の給与に 昭昭 和三十 関 (平成三十一年埼玉県条例第六号) L 八 \mathcal{O} 年埼玉県条例 規 程 に 定 \otimes \mathcal{O} 第十 な 11 八号) 事 項に 及 9 び会計 \mathcal{O} V 例によるほ て は 年度任

別表第十一(第十四条の三、第十四条の四関係)

報酬等の調整額表

則

この 規程は、 2期日等)

1

公布

 \mathcal{O}

日

いら施行

改 Ē

 \mathcal{O}

十四条から第十

· 四 条 \mathcal{O}

四まで、

及び第十五条第二項の

規定は、

平成三十二年四

日 カュ

ら施行する。

(経過措置)

調整数	調整額
	円
1	5, 500
2	11,000
3	16, 500
4	22, 000

別表第十(第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係) 会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を 行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年 度任用職員の職務を行うもの
号 給	月額	月額
	円	PI
1	148, 600	187, 200
2	149, 700	188, 900
3	150, 800	190, 700
4	151, 900	192, 400
5	153, 000	194, 000
6	154, 400	195, 400
7	155, 700	196, 900
8	157, 000	198, 400
9	158, 300	199, 700
10	159, 800	201, 000
11	161, 300	202, 200
12	162, 900	203, 500
13	164, 200	204, 800
14	165, 700	206, 100
15	167, 200	207, 400
16	168, 700	208, 700
17	170, 100	209, 800
18	172, 800	211, 100
19	175, 400	212, 400
20	178, 000	213, 700
21	180, 700	214, 800
22	182, 400	215, 900
23	184, 000	216, 900
24	185, 700	218, 000
25	187, 200	219, 100

- 受け 条例 け お -二年 成 該 7 に 11 最 月 た 定 ることと 三十二年 て 11 (昭 三十 た 額 ŧ 場 期 六月三十日 報 \mathcal{O} 近 合 間 和三 う 酬 定 V に É なる $\overline{+}$ あ 兀 期 年 \mathcal{O} 日 お 最 月 月 1 間 \mathcal{O} 0 __ 兀 て受け 額ま も高 ては、 ま 第一号会計 年 属する月に _ 月 で 日 埼 لح で \mathcal{O} V か 玉 V 日 月額) 当該二 う。 間、 県 \mathcal{O} て 5 カ 条例 平 V 範 5 井 そ 年 お た 成三十二 第三十 \smile ·度任用 内 以 報 に \mathcal{O} け に達 る報 上の 者 酬 お 三十二年三月 お \mathcal{O} \mathcal{O} 11 受ける報 業務 年六月三 11 L 酬 月 職員 _ 7 て、 な \mathcal{O} 額 に係 V 月 (特定 で 報 こととな 額 あ 勤 \mathcal{O} ぶる期 酬 酬 +適 0 (当該 日 用 を支給す \mathcal{O} 期 て 月 間 間 ま を \mathcal{O} 額 る場合に 月 受 \mathcal{O} に そ で カュ 額 満 け お \mathcal{O} \mathcal{O} 酬 Ś 5 が 二 者 間 了 11 て 及 特 す て \mathcal{O} に 11 び お 以 る 受 $\check{\ \ }$ た 定 上あ け 期 11 日 以 \mathcal{O} 非 用 間に \mathcal{T} \mathcal{O} 上 る 規 常 以 は るときは う \mathcal{O} 報 程 勤 償 下 ち、 業 お 酬 \mathcal{O} 職 平 務 適 11 \mathcal{O} 員 成三 施 月 用 て に で す 従 額 る 受 な
- にこの条例 定 た 特定 必 する 非 要 期 が 常 あると 者 勤 間 以 職 \mathcal{O} に 外の 適用 員 お で、 認 V \emptyset 者 を受け て 12 5 非 平成三十二年 れ 0 常 る る 11 勤 て とき こととなる 職 は、 員 は \mathcal{O} · 四 月 同 報 同 項 酬 第 項 \mathcal{O} _ 及 の規定 規 日 _ び 号会計 定に カコ 費用弁償に 5 平 に ょ る報 年度 準 成三十二年六月三十 U 任用 て、 関 酬を支給され す 職員 報 る 酬 条 を支給 で 例 あ \mathcal{O} る 0 適 者と する て 日 用 ま を \mathcal{O} 前 で 受 項 け \mathcal{O} 間 に 7
- 関 す る条 項 \mathcal{O} 例 経過措置 \mathcal{O} 例 に ょ に より 支給す る 報 酬 に 0 V て は 会計年度任用 職員 \mathcal{O}
- 5 三 十 五 月三十 とする で 会計 \mathcal{O} 年 号 年 間 度 日 月 任 ま あ 三十 で کے 用 0 職員 あ \mathcal{O} T る は 間 に に 日 \mathcal{O} ま は、 あ + 対する第十 で 九 0 号給 7 平 \mathcal{O} 成三十二年 間 は に <u>ک</u> 「十三号 あ 兀 0 条 7 亚 \mathcal{O} 給」 · 四 月 は 成 三十三 第 「七号給」 ٢, _ 日 項 年 平 カュ \mathcal{O} 成 应 5 規 平成 とそ 三十 月 定 \mathcal{O} 兀 れ 日 三十三年三月 適 ぞ 年 用 カュ れ 兀 6 に 月 亚 0 ·成三十 4 V 替え 日 7 三十 カュ は る 兀 年 平 同 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 成 日